

滋賀県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）および国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第59条第1項の規定による指定の申請を行う者は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）に法第60条第2項および共管省令第41条に規定する書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 共管省令第41条第2項第5号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 支援法人の指定に関する誓約書（様式第2号）
- 二 その他、知事が審査のために必要と認める書類

（指定の通知等）

第3条 知事は、前条の指定の申請が法第59条第1項各号の基準に適合していると認めるときは、支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

3 知事は、前条の指定の申請が法第59条第1項各号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

4 知事は、第1項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（様式第5号）により当該支援法人の業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

（変更の認可）

第4条 法第61条第1項の規定による変更の認可申請を行う支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可申請書（様式第6号）に共管省令第43条第2項に規定する書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 知事は、前項の変更の認可申請が共管省令第43条第3項各号の基準に適合していると認めるときは、認可するものとする。

- 3 知事は、前項の変更認可をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可通知書（様式第7号）により申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の変更の認可申請が共管省令第43条第3項各号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の認可を行わない旨の通知書（様式第8号）により申請者へ通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の変更認可をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の認可について（様式第9号）により当該支援法人の業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

（変更の届出）

- 第5条 法第61条第2項の規定による変更の届出を行う支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書（様式第10号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の変更について（様式第11号）により当該支援法人の業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

（債務保証業務委託の認可）

- 第6条 法第63条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務委託認可申請書（様式第12号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の認可をしたときは、債務保証業務委託認可通知書（様式第13号）により申請者へ通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第14号）により申請者へ通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可等）

- 第7条 法第64条第1項第1号の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務規程認可申請書（様式第15号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。
- 2 前項による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとする支援法人は、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第16号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。
 - 3 知事は、第1項の認可をしたときは、債務保証業務規程認可通知書（様式第17号）、第2項の変更認可をしたときは、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第18号）により申請者へ通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第19号）、第2項の変更認可を行わないときは、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第20号）により申請者へ通知するものとする。

(残置物処理等業務規程の認可等)

第8条 法第64条第1項第2号の規定による認可を受けようとする支援法人は、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第21号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 前項による認可を受けた残置物処理等業務規程を変更しようとする支援法人は、残置物処理等業務規程変更認可申請書（様式第22号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

3 知事は、第1項の認可をしたときは、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第23号）、第2項の変更認可をしたときは、残置物処理等業務規程変更認可通知書（様式第24号）により申請者へ通知するものとする。

4 知事は、第1項の認可を行わないときは、残置物処理等業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第25号）、第2項の変更認可を行わないときは、残置物処理等業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第26号）により申請者へ通知するものとする。

(事業計画等の認可等)

第9条 法第65条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、支援業務事業計画等認可申請書（様式第27号）に支援業務に係る事業計画書および収支予算書等を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 前項による認可を受けた事業計画等を変更しようとする支援法人は、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第28号）に、関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

3 知事は、第1項の認可をしたときは、支援業務事業計画等認可通知書（様式第29号）、第2項の変更認可をしたときは、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第30号）により申請者へ通知するものとする。

4 知事は、第1項の認可を行わないときは、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第31号）、第2項の変更認可を行わないときは、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書（様式第32号）により申請者へ通知するものとする。

5 支援法人は、毎事業年度、法第65条第2項の規定により、支援業務事業報告等提出書（様式第33号）に支援業務に係る事業報告書および収支決算書ならびに財産目録および貸借対照表を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

(支援法人の指定辞退)

第10条 支援法人が、指定の辞退を行うときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第34号）により、正本1部を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定辞退について（様式第35号）により業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

(指定の取消し)

第11条 知事は、法第70条の規定による支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第36号）により当該支援法人へ通知するものとする。

2 知事は、法第70条の規定による支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消しについて（様式第37号）により業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

付 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）附則第3条の規定による認可申請、認可および通知については、この要領の施行前においても、第4条および第8条の例により行うことができる。